

精神障害者保健福祉手帳 手続きの流れ

- ・手帳は、精神障がいを持つ方が一定の障がいにあることを証明するもので、**有効期間は2年間**です。更新手続きは**有効期間が終了する概ね3か月前から受け付けています**。
- ・申請書は、お住まいの市町村にご提出ください。市町村から管轄の県保健所に送付され、県保健所が審査します。その後、診断書を添付して申請した場合は、県精神保健福祉センターに送付され、センターが判定を行います。その結果をもって、県保健所で交付認定して手帳を作成し、お住まいの市町村を通じて申請者の方に手帳を交付します(下記フロー図③-a、④-a)。
- ・センターは、原則月2回判定を行い、概ねこれに合わせ、市町村から県保健所へ送付されます。
- ・また、年金証書の写しを添付して申請した場合は、年金事務所等へ照会を行い、その回答をもって、県保健所で交付認定、手帳を作成し、お住まいの市町村を通じて申請者の方に手帳を交付します(下記フロー図③-b、④-b)。
- ・なお、市町村への申請から手帳の交付まで、提出書類に不備がない場合で**概ね2か月程度**かかりますので、お早目の申請をお願いします。
- ・申請に必要な書類等については、市町村窓口にお問い合わせください。

